

議案第 7 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成27年2月18日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

定数条例の概要

【議案名】

乙第30号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

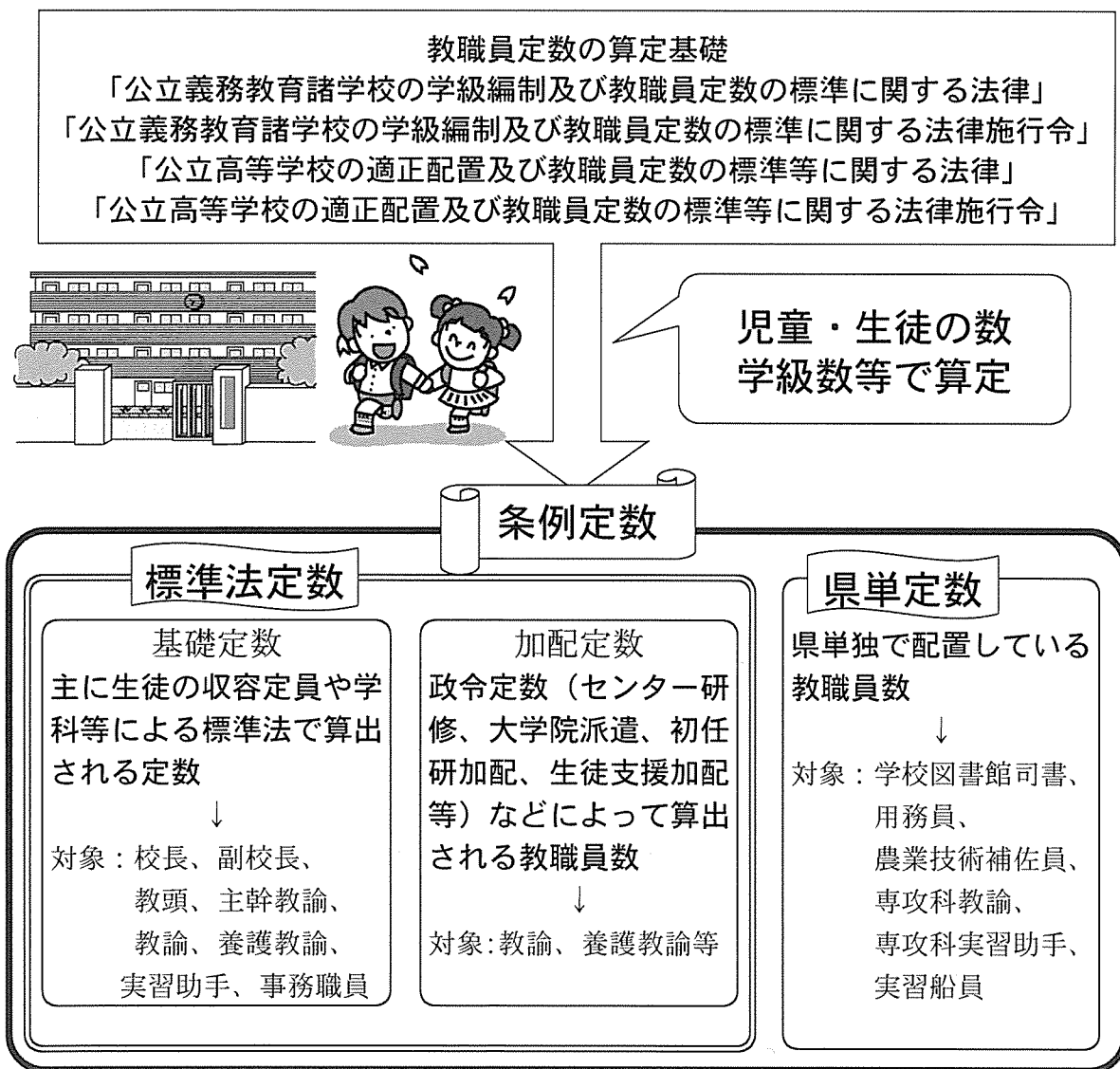
【議案提出の理由】

児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要がある。

【議案の概要】

- (1) 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改める。(第2条関係)
- (2) この条例は、平成27年4月1日から施行することとする。(附則)

【説明】



新旧対照表

沖繩県学校職員定数条例（昭和47年沖繩県条例第52号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,145</u>人</p> <p>(2) 県立特別支援学校 <u>1,783</u>人</p> <p>(3) 県立中学校 <u>19</u>人</p> <p>(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,410</u>人</p> <p style="text-align: right;">合計 <u>15,357</u>人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,191</u>人</p> <p>(2) 県立特別支援学校 <u>1,737</u>人</p> <p>(3) 県立中学校 <u>15</u>人</p> <p>(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,388</u>人</p> <p style="text-align: right;">合計 <u>15,331</u>人</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。



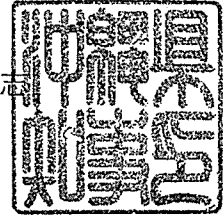
教人第2185号

平成27年2月9日

沖縄県教育委員会 殿

沖縄県知事

翁長 雄志



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

